

平成28年度税制改正のポイント

昨年12月24日、「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

(外部リンク) [財務省ホームページ「税制改正の概要」](#)

みなさまに、特に関係しそうな税制改正上のポイントを、以下列挙いたします。

各項目の右端に、「平成28年度税制改正の大綱」における該当ページを記載しております。詳しく知りたい方はご参照ください。

◆ 個人所得課税

- ① 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設 …大綱 P1
 - ・ 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除(3,000万円)を導入。
- ② 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設 …大綱 P2
 - ・ 三世帯同居に対応した住宅リフォームに関し、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入(借入金:住宅借入金等の年末残高の1~2%、自己資金:標準的な工事費用相当額の10%)。
- ③ セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設 …大綱 P16
 - ・ 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、スイッチOTC医薬品(処方箋なしに購入できる一般用医薬品)の購入費用(年間12,000円を超える部分の金額)についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)を導入。

◆ 資産課税

- ④ 農地保有に係る課税の強化・軽減 …大綱 P27
 - ・ 農業委員会から農地中間管理機構との協議の勧告を受けた遊休農地について、通常の農地より固定資産税の評価額を引上げ。
 - ・ 所有する全農地を農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合は、固定資産税等の課税標準を最初の3年間価格の2分の1等とする特例措置を創設。
- ⑤ 機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設 …大綱 P30
 - ・ 中小企業の生産性向上に関する法律(仮称)の制定を前提に、中小企業者等が、同法の施行の日から平成30年度末までに、一定の機械及び装置の取得をした場合には、固定資産税の課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を創設。

◆ 法人課税

⑥ 成長志向の法人税改革

…大綱 P40

- 法人税率の引下げ

	平成 27 年度		28・29 年度	30 年度
法人税率	23.9%	⇒	23.4%	23.2%
法人事業税所得割 ※	6.0%		3.6%	3.6%
(参考)国・地方の法人実効税率	32.11%		29.97%	29.74%

※ 平成 28 年度までは、地方法人特別税を含む

- 課税ベースの拡大
 - 租税特別措置の見直し(生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止 等)
 - 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)
 - 欠損金繰越控除の更なる見直し(大法人の控除限度 平成 28 年度:所得の 65%⇒60%、平成 29 年度:所得の 50%⇒55%)
 - 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(現 平成 27 年度:3/8 ⇒ 28 年度:5/8)

◆ 消費課税

⑦ 消費税の軽減税率制度

…大綱 P61

- 平成 29 年 4 月から軽減税率制度を導入。
- 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料
- 軽減税率は 8%(国分:6.24%、地方分:1.76%)
- 平成 33 年 4 月から適格請求書等保存方式を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。

⑧ 車体課税の見直し

…大綱 P64

- 平成 29 年 4 月の消費税率 10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入。
- 平成 28 年度に適用される自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し・延長。

以上

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先